

# 給与所得者の確定申告

▽給与所得者の確定申告  
広報とよころ

役場だより

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。  
ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

## 確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。  
①給与の収入金額が2,000万円を超える方  
②1か所から給与の支払を受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方  
③2か所以上から給与の支払を受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

## 確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。  
①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合  
②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合  
③ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合  
④家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

## 確定申告書は、自宅からスマホやパソコンで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。  
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターをお持ちの方は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して提出できます。

## 令和4年分確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和4年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和5年2月16日（木）から同年3月15日（水）までです。還付申告については、令和5年2月15日（水）以前でも提出できます。（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署では相談および申告書の受付を行っていません）

～ 税に関する情報は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp> ～

## 公的年金等を受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。  
●公的年金等の収入金額が400万円以下（複数から受給されている場合はその合計額）  
●公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる  
●公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下  
・源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。  
・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課までお問合せください。

## 知っていますか インボイス制度

令和5年10月から消費税の仕入れ税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。  
制度開始時に、インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。登録を予定されている方は、お早めに申請手続きをお願いいたします。

問合せ先  
十勝池田税務署  
☎ 572・2171

インボイス（適格請求書）とは：  
売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。  
買手は仕入れ税額控除の要件として、原則、売手から交付を受けたインボイスを保存する必要があります。売手はインボイスを交付するために、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録申請が必要です。

## 令和5年1月から 軽自動車の車検時に納税証明書 の提示が原則不要に

令和5年1月から、軽自動車税別割の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNK S（ケイジェンクス）」が全国一斉に運用開始されます。

そのため、これまでは軽自動車の継続検査（車検）の際に、軽自動車種別割の納税証明書を提示する必要がありました。令和5年1月より、納税証明書の提示が原則不要となります。ただし、次のような場合には納税証明書が必要となりますので、ご確認ください。  
●一輪の小型自動車（総排気量250cc超の二輪車）  
●納付直後で軽JNK Sに反映される

問合せ先  
役場住民課資産税係  
☎ 574・2213

前（データ反映まで一定期間必要）  
●中古車の購入直後  
●他の市町村に引っ越した直後  
●過去の軽自動車税に未納がある  
●その他の注意事項

納付後すぐに車検を受ける場合は、なるべく領収日付印のある窓口払い（役場または支所、金融機関でお支払いください）。支払い完了時点で納税証明書を取得できます。※納付書の右端が納税証明書になっています。  
これまでは、口座振替で納付された場合には、7月中旬に豊頃町から納税証明書を送付していましたが、今後は二輪の小型自動車のみを送付となります。※軽三輪、四輪は送付されません。

## 後期高齢者医療制度の お知らせ

問合せ先  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎ 011・290・5601  
役場福祉課保険係  
☎ 574・2214

令和4年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納付されていましたが、令和5年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。  
※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

年金からの天引きに変更になる時期の目安	
6月1日～ 10月2日に75歳になった方	4月の年金からの天引きに変更
10月3日～ 12月2日に75歳になった方	6月の年金からの天引きに変更
12月3日～ 2月2日に75歳になった方	8月の年金からの天引きに変更
2月3日～ 5月31日に75歳になった方	10月の年金からの天引きに変更

年金からの天引きの対象となる方  
・年金受給額が年額18万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）  
・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額（老齢基礎）の2分の1を超えない方

年金天引きから口座振替に変更する場合  
●保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は「支払方法変更申出書」の手続きが必要です。  
●手続きは随時受け付けていますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4か月かかる場合があります。希望される方は早めに手続きをしてください。（例：4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要）  
【手続きに必要なもの：預貯金通帳、通帳の届出印】  
※国民健康保険税を口座振替納付していても引継がれません。  
改めて、「後期高齢者医療保険料」の口座振替の手続きが必要です。

▽知っていますかインボイス制度ほか  
広報とよころ

役場だより